平成22年第1回定例会意見書・決議全文

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の核不拡散条約（NPT）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

昨年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約（START1）の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速している。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を初め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要がある。

このため、本市を含め世界の3，000以上の都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年のNPT再検討会議で採択されることを目指している。

よって、本市議会は国に対し、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案するとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣　あて
外務大臣

衆議院議長
参議院議長　あて

UR賃貸住宅の居住者の居住が安定するよう求める意見書

政府は、今年4月に全独立行政法人のすべての事務・事業について、事業仕分けの手法を用いた抜本的見直しを行うとしている。UR賃貸住宅を管理する都市再生機構は、事業や規模からいっても、独立行政法人の中でも極めて注目度の高い法人であり、今回の見直しの対象になることは必至である。

独立行政法人の合理化については、かねてから内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議の提言に基づいて進められており、都市再生機構のUR賃貸住宅事業に関しては、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」が出され、売却・縮小、民営化が推し進められてきた。

今回の独立行政法人の見直しは、政権が交代し行政刷新会議のもとで行われるが、規制改革会議のスタッフが仕分けを担当すると言われており、居住者から不安の声が上がっている。

また、規制改革会議の答申に基づき昨年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」では、民間でも普及していない定期借家契約の幅広い導入が強く要求されている。しかし、UR賃貸住宅においては、居住者が安心して長く住み続け健全な地域コミュニティを育成することが望まれており、定期借家契約は全くなじまないものであ

る。

現在、多くのUR賃貸住宅において居住者の高齢化が進み収入の上でも公営住宅階層が大半を占めており、約7割の世帯が高家賃に耐えながら永住を希望している。事業の見直しによる合理化の一方で、こうした居住者の居住の安定が脅かされるようなことがあってはならない。

居住者の住まいに対する不安を解消し、年金生活者や子育て世帯が適切な家賃で住めるよう、UR賃貸住宅を「住宅セーフティーネット」として充実させる施策こそ必要なのである。

よって、本市議会は国に対し、UR賃貸住宅の居住者の居住が安定するよう、下記の事項の実施を強く求めるものである。

記

1　「初めに廃止ありき」の見直しではなく、居住者の実態とUR賃貸住宅の役割を明確にし、居住者の居住の安定策を推進すること。

2　UR賃貸住宅の再編方針を見直し、公営住宅を守る見地からの政策を推進すること。

3　公営住宅入居対象層が大半を占めるようになっているUR賃貸住宅を「住宅セーフティーネット」として充実させ、高齢者や子育て世帯等が住み続けられる家賃制度に改めるよう検討すること。

4　UR賃貸住宅になじまず、コミュニティを破壊する定期借家契約の導入を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）
内閣総理大臣　あて
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣　あて
（行政刷新）

子供の読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

文字・活字文化振興法の制定5周年に当たる本年2010年は「国民読書年」である。これは、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、2008年6月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定されたものである。

にもかかわらず、2010年度政府予算案では、「子ども読書応援プロジェクト」事業が廃止され、そのかわりに、「子どもの読書普及啓発事業」予算が計上されたものの、結果的に子供の読書活動の関連予算が大幅に削減された。また、「読み聞かせ」などの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされている。

このように、子供の読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことにより、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでい

る。

昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が2007年度に小学生に貸し出した本は登録者1人当たり35．9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時の16．5冊に比べて2．2倍に伸びた。この結果は、子ども読書活動推進法が2001年に制定されたのを機に、学校での「朝の一斉読書」や、家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたこと、また国が積極的に読書活動推進の事業を行ってきたことのあらわれといっても過言ではない。

読書活動推進の取り組み効果があらわれているにもかかわらず、まさに「国民読書年」の本年に予算を削減するというのは、2008年の国会決議にもとるものである。

子供の読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や創造力などを高め、豊かな心をはぐくむとともに、さまざまな知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動である。

このため、「政官民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子供の読書活動を守り育てていくことが必要である。

よって、本市議会は国に対し、子供の読書活動を推進するための十分な予算を確保するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）
内閣総理大臣
財務大臣　あて
文部科学大臣

衆議院議長
参議院議長　あて

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

政治資金をめぐる国会議員などの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法の改正が繰り返されてきた。しかし、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む元秘書などが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く「政治と金」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められている。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員みずからが責任をとろうとせず、会計責任者が不正行為を働いた場合には監督責任のある政治家が責任をとる具体的な仕組みをつくる必要がある。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠つたときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠つた」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられ公民権（選挙権や被選挙権）を停止する仕組みに改めるべきである。

よって、本市議会は国に対し、より一層の制裁強化を図る政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）
内閣総理大臣　　あて　　衆議院議長　　あて
総務大臣　　　　　　　　参議院議長

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

政府は、平成22年度から子ども手当の支給をスタートさせる。その財源については、当初、全額国庫負担と明言していたにもかかわらず、平成22年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出した。

しかも、平成22年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという変則的なものであり、地方自治体や事業主も負担を求められることとなった。

このため、一部の地方自治体は給付事務のボイコットを表明し、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されるなど、実際に支給できるのか懸念される。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

1　平成23年度以降の子ども手当は、国の責任で行い、全額国庫負担とすること。また、平成22年度予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること。

2　子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと平成23年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。

3　子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。

4　平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担のあり方を明確化するとともに、地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）
内閣総理大臣　　　　　　厚生労働大臣
総務大臣　　あて　　　　衆議院議長　　あて
財務大臣　　　　　　　　参議院議長

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7，000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は「多重債務相談窓口の拡充」、「セーフティーネット貸し付けの充実」、「ヤミ金融の撲滅」、「金融経済教育」を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さらに強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

よって、本市議会は国に対し、昨年9月に設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、下記の施策を実施するよう求めるものである。

記

1　改正貸金業法を早期に完全施行すること。

2　地方自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。

3　個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。

4　ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣　あて
内閣府特命担当大臣（金融）
内閣府特命担当大臣（消費者）

国家公安委員会委員長
衆議院議長　あて
参議院議長

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えるが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に特別養護老人ホームの入所待機者は全国で42万人にも上り、在宅介護においては家族の心身の負担などの問題が深刻である。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる人々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がっている。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口が3，600万人を超え高齢化率が30%となると言われている。今後さらに進展する超高齢社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の軽減、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

そのために、2012年に行われる介護保険制度の改正では、制度設計の抜本的な見直しが必要である。

よって、本市議会は国に対し、介護保険制度の抜本的な基盤整備に向けて、下記の事項について早急な取り組みを行うよう強く要望するものである。

記

1　2025年までに「介護施設の待機者解消」を目指し、介護3施設や特定施設、グループホームを大幅に拡充すること。

2　在宅介護への支援を強化するために、24時間365日訪問介護サービスへの大幅な拡充を行うほか、介護する家族が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」を整備すること。

3　煩雑な事務手続や要介護認定審査を簡略化し、すぐに使える制度に転換すること。

4　介護従事者の大幅な給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）
内閣総理大臣　あて　　　厚生労働大臣　あて

千葉市への県支出金を他自治体と同じ補助率にするよう求める意見書

千葉県の単独補助事業にかかわる千葉市への補助率は、県内の他自治体への補助率より低く抑えられたままであり、同じ県民として極めて不平等な状態が長い間続いてきている。

平成21年度予算では、千葉市の37ある県単独補助事業に対する補助額を、県内の他自治体への補助率で計算すると、約17億5，200万円少ないことになる。

これは、全国の政令指定都市と比較しても、補助率や1人当たりの補助額で最低であり、市民の福祉や暮らしに大変な悪影響を与えている。

その原因は、千葉市が政令指定都市への移行の際に、当時の知事と市長の間でなされた協議によるものとされているが、その後20年にもわたり県単独補助金は切り下げられたままなのである。

ところが一方で、幕張メッセ負担金など県事業に対する千葉市の負担金は、支払い義務が希薄にもかかわらず、千葉県の要求どおり払い続けてきている。これでは千葉県と千葉市は不公平・不平等な関係にあると言わざるを得ない。

今、千葉市は「脱・財政危機宣言」を発し、苦しい財政状況のもとでも市民の福祉と暮らし向上のために、歳入・歳出の見直しに取り組んでいるところであり、県単独補助事業の補助率が、県内の他自治体と比べて不公平なままというのでは、市民の理解が得られず大きな問題である。

よって、本市議会は千葉県に対し、千葉市への県支出金を他自治体と同じ補助率に改善するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）
千葉県知事　　あて

生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書

政府は、平成22年度予算に米の戸別所得補償モデル事業について関連事業を含め5,618億円を計上した。同事業は水田農業に取り組むすべての農家を対象とすることが原則で、農家の経営基盤強化に向けて期待の声がある一方、全国一律の単価で交付するため生産性が高く販売性の高い地域が有利になる点や、水田農業が優先されるため麦や大豆の自給率向上につながらず、果樹・野菜・畜産など多様な農業の発展にも支障を及ぼすとの見方もある。

また、自給率を向上させるため必要不可欠な農業農村整備事業の予算が大幅に削減され、農家の生産性を高める基盤整備が十分に進まないことも危惧される。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項に留意し、生産性の高い競争力に富んだ農家を育成する施策を充実させるよう強く求めるものである。

記

1　戸別所得補償制度の本格導入に当たっては、麦・大豆など畑作物の位置づけを明確化し、多様な農業の展開に資する制度とすること。

2　戸別所得補償制度によって生産力の高い担い手への農地集積を阻害する結果とならないよう農地の「貸しはがし」問題に早急に対処すること。

3　米づくり優先ではなく、野菜・果樹・畜産など多様な農業を支援する政策体系を構築すること。

4　予算が縮減された農業農村整備事業については、予算の箇所づけの基準の明確化や新たな交付金の充当など、現在進められている事業が継続できるような措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）

内閣総理大臣 農林水産大臣	あて	衆議院議長 参議院議長	あて

幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書

政府は平成22年度予算に子ども手当の支給を盛り込んだ。親の世帯の収入に関係なく一律で手当てを支給することは、家庭の教育費格差を拡大することにもつながり、抜本的な少子化対策のためには不十分と言わざるを得ない。子育て世代は幼児教育、保育サービスの充実を求めており、こうしたニーズにこたえる施策を的確に打ち出す必要がある。

特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、すべての子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することが求められる。また、待機児童を解消し、すべての子育て世帯が安心して子供を産み、育てる社会づくりを進めなければならない。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を実現するよう強く求めるものである。

記

1　幼児教育に対する子育て世帯の負担を段階的に軽減するため、幼児教育無償化に取り組むこと。

2　国の責任のもと、児童福祉の原則を踏まえた保育の質の確保に努め、保育所・家庭的保育（保育ママ）・病後児保育の拡充を図り、仕事と子育ての両立ができる社会の実現に取り組むこと。

3　待機児童解消に努める地方自治体の創意工夫を最大限生かせるよう支援のあり方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）

内閣総理大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣	あて	衆議院議長 参議院議長	あて

新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び今後の政策を推進する上での財政展望の明示を求める意見書

2010年度の一般会計当初予算案は、約92兆円と過去最大となり、税収（約37兆円）が国債発行額（約44兆円）を下回るという戦後初の逆転現象が生じた。また、今後も社会保障費が高齢化による自然増だけで毎年1兆円以上のペースでふえる現状や現政権が主張する子ども手当の支給、高校授業料の無償化、農業の戸別所得補償や高速道路の無料化等の政策を勘案すると今後さらなる財源確保が必要となる。しかし、無駄削減、予算の組み替えや税外収入に頼るのも限界があり、2010年度末の国・地方を合わせた長期債務残高は、約862兆円になる見通しで、大変危機的な状況にあるのが現状である。

また、政府は、昨年12月30日に新成長戦略を策定し、成長率や失業率の目標を初め、「第三の道」を進むと宣言した。近年の景気低迷、円高そしてデフレ長期化の懸念を払拭するためにも、具体的な成長戦略によって国民の将来への「安心」を構築しなければならない。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

1　新成長戦略の目標を達成するための工程表を早期に策定すること。その際、具体的な政策と財政展望を明確に示すこと。

2　今後の政策を実現する上での財源確保の展望を示すこと。その際、高齢化が進む中で将来世代に過度の負担を強いることのないよう、消費税も含めた税制改革を議論し、財政健全化の道筋をつけること。

3　政府がリーダーシップを発揮し、マクロ的視点で戦略を示し、国民が雇用・社会保障などの将来に対し「安心」を抱くことができるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千　葉　市　議　会

（提出先）

内閣総理大臣
内閣官房長官　あて
総務大臣

財務大臣
経済産業大臣　あて
内閣府特命担当大臣
（国家戦略担当）

生活保護にかかわる国庫負担の増額を求める意見書

長引く不況と雇用状況の悪化、高齢社会の進展等により、生活保護受給者が急増し、多くの地方自治体が今年度中に生活保護関連の補正予算を編成している。報道によると、その総額は前年度の4倍を超え、地方自治体の大幅な税収減が明らかな中、地方財政を大きく圧迫している。今後も生活保護受給者の増加が見込まれ、とりわけ政令指定都市、中核市等大規模都市での増加は著しく、ケースワーカーの増員による人件費の増加も含め、他の市民サービスに影響を及ぼし深刻な状況である。

生活保護施策の財源の負担割合は、現行の制度では国が4分の3、地方自治体が4分の1であり、地方自治体負担分は地方交付税措置と位置づけられているが、2008年の全国市長会の調査によれば、生活保護費のマクロベースの算入不足は510億円以上とされている。生活保護制度は、本来憲法第25条で規定されている「生存権」を保障するための地方自治体の法定受託事務であり、国民が国家によって最低限度保障されるべき公共サービスとしての性格が強い事業であり、地方自治体の裁量性の極めて乏しいものである。

よって、本市議会は国に対し、現在の地方自治体の急激な負担増に対して、扶助費のみならず人件費も含め生活保護にかかわる国庫負担を増額するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千　葉　市　議　会

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣　あて
財務大臣

厚生労働大臣
衆議院議長　あて
参議院議長

教員免許更新制の存続を求める意見書

平成21年度より教員免許の更新制度がスタートした。教員免許更新制は一定期間ごとに教員に技術や知識を得る機会を保障するもので、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものである。制度導入に当たっては教育改革の根幹をなすものとして、大きな期待が集まっている。

しかしながら、政府は昨年10月に教員免許更新制の「抜本的な見直し」を表明し、効果検証などを含めた調査・検討事業を平成22年度予算に計上した。

教員免許更新制は本格実施から1年もたっておらず、成果や課題も十分にまとめられていない状況である。また、自己負担で講習を受けた教員への補償についても検討がなされていない。改革の方向性も示されないまま「抜本的な見直し」だけが表明されている現状では、学校現場の混乱に拍車がかかることも懸念される。

よって、本市議会は国に対し、質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持向上させるためにも、教員免許更新制を存続させるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣　あて
文部科学大臣

衆議院議長
参議院議長　あて

国家公務員制度改革に準じた地方公務員制度の改革を求める意見書

地方分権の進展に対応し、地方公共団体が住民に対し質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供していくためには、地方公務員が能力を最大限発揮し、地域の諸課題に取り組んでいくことができるようにすることが必要である。

このため、地方公務員制度においても、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公務員制度の改革に準じた改革を進める必要がある。

しかしながら、能力本位の任用制度の確立、新たな人事評価制度の構築、退職管理の適正の確保、不正な再就職あっせんに対する罰則の整備などを盛り込んだ地方公務員法改正案は、平成19年の通常国会に提出され、継続審査となっていたが、衆議院の解散に伴い廃案となった。現状、国家公務員制度改革の法案は成立しているが、地方公務員制度の改革法案は未成立の状態である。

政府は、公務員制度改革を政治主導で取り組む姿勢を明確にしているが、政治・行政の信頼回復のためには、地方公務員についても国家公務員と同様の改革を進めなければならない。また、やみ専従や不法な政治活動に取り組む地方公務員に対しても毅然たる態度で臨むことが必要である。

よって、本市議会は国に対し、能力本位で適材適所の任用や、能力・職責・業績が適切に反映される給与処遇を実現し、真の地方分権に対応した質の高い政策形成能力を有する人材育成に取り組むためにも、国家公務員制度改革に準じた地方公務員制度の改革に取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣　あて
内閣府特命担当大臣
（公務員制度改革担当）

衆議院議長　あて
参議院議長

小沢一郎民主党幹事長の政治資金疑惑徹底究明を求める決議

民主党の小沢一郎幹事長が代表の資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる事件で、東京地検特捜部は現職議員である元秘書などの政治資金規正法違反での起訴を決め、小沢氏自身については不起訴とした。

しかし、これで事件の全貌が明らかになったわけでも、政治的道義的責任が追及されたわけでもない。

小沢氏が不起訴処分となり刑事責任は免れたとしても、疑惑を持たれた政治家は、「みずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」と国会の「政治倫理綱領」では明記されている。

小沢氏の公設第1秘書は、準大手ゼネコン「西松建設」からの献金を個人献金に偽装した疑いでも起訴されているのであり、当の小沢氏の責任は重大である。

「陸山会」の土地購入をめぐる疑惑は、収支報告書に記載しなかったことだけではない。4億円近い巨額の購入資金の出所をめぐる疑惑がある。ゼネコンからの裏献金だとすれば収賄の疑いであり、家族名義の預金など「自己資金」だったとしても所得税などの脱税の疑いがある。また、政党助成金などが原資になっている可能性もあり、小沢氏の資金疑惑は未解明だらけである。

よって、本市議会は、国会の場で小沢一郎民主党幹事長の政治資金疑惑の徹底究明を行うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年3月19日

千葉市議会

（提出先）
衆議院議長　あて
参議院議長　あて